

発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産一〇一五）
- 航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示（国土交通四七八）

- 砂防法第二条の土地を指定する件（同四八〇～四八三）

- 地すべり防止区域を追加指定する件（国土交通四七九）

〔官庁報告〕

官庁事項

- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ民国政府との間の書簡の交換に関する件（同二四九）

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

- 裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係、会社その他

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について（同）

東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）

江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）

相似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）

指定性能評価機関の業務の休止に係わる公表（国土交通省）

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）

〔公 告〕

九

官庁
諸事項

九

- 適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁七）
- 円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二四八）

七

犯罪被害財産支給手続開始決定関係

内閣

〔人事異動〕

- （山口県公安委二二）
（福岡県公安委一八〇）

〔公 告〕

七

九

法規的告示

○農林水産省告示第千十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のよう改定し、公布の日から施行する。

令和七年六月二十六日

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○国土交通省告示第四百七十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十号）の一部を次のよう改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1～3 (略)	1～3 (略)
4 准定期運送用操縦士の資格についての法	4 准定期運送用操縦士の資格についての法
第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であつて、継続的な評価によりその教育の全部を行わない。	第二十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であつて、継続的な評価によりその教育の全部を行わない。
5 定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める技能証明を有している者を対象とするもの	5 定期運送用操縦士の資格についての法第二十二条の技能証明若しくは法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更又は事業用操縦士の資格についての法第二十九条の二第一項の技能証明の限定の変更に係る航空機の型式についての限定の別ごとに定める技能証明を有している者を対象とするもの

ての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であつて、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

6 一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての法第三十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の種類、等級又は型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であつて、航空機の整備の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

（新設）

めの指定航空従事者養成施設の課程であつて、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

6 一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての法第三十二条の技能証明又は法第二十九条の二第一項の規定による技能証明の限定の変更に係る航空機の種類、等級又は型式についての限定の別ごとに定める指定航空従事者養成施設の課程であつて、航空機の整備の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定めていると国土交通大臣が認めるものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

別表一・二 (略)	7 次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であつて、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
別表一・二 (略)	8 次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であつて、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
別表一・二 (略)	9 次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であつて、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。
別表一・二 (略)	10 次の各号に掲げる指定航空従事者養成施設の課程であつて、当該課程の教育の種類及び科目に係る教育時間又は回数が適切であると国土交通大臣が認めたものを修了した者に対する実地試験については、申請により、その全部を行わない。

そ の 他 告 示

○ 消費者庁告示第七号

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十一条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十六日

別表

(適格消費者団体名簿)

適格消費者団体の名称 ちぎり消費者リンク	適格消費者団体の住所 栃木県宇都宮市中今泉 二丁目7番19号	差止請求関係業務を行う事務所の所在地 栃木県宇都宮市中今泉二 丁目7番19号	認定の有効期間の更新をした日 令和七年六月十二日
-------------------------	--------------------------------------	--	-----------------------------

○外務省告示第二百四十八号

令和七年一月二十日にタシケントで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十六日

外務大臣臨時代理

国務大臣 阿部 俊子

(訳文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、ウズベキスタン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するため供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とウズベキスタン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 二百二十九億五千三百万円(二二、九五三、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの円貨による借款(以下「借款」という。)が、保健医療サービス改善計画(以下「計画」という。)を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)により、日本国との間で締結される。借款は、ウズベキスタン共和国政府に供与されることになる。

2 (1) 借款は、ウズベキスタン共和国とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規定される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。利子率は、年〇・五パーセントとする。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
 (3) 借款の一部は、計画の実施のための適格なガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続(当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続)を定めるものに従つて調達されることを確保する。

4 ウズベキスタン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、JICAの調達のためのガイドラインであつて、特に、国際競争入札の手続(当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適當でない場合を除き従うべき手續)を定めるものに従つて調達されることを確保する。

5 ウズベキスタン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関する手続(ウズベキスタン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためウズベキスタン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与える)が、日本国民がウズベキスタン共和国において活動する他の施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

7 ウズベキスタン共和国政府は、次のものを免除する。(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してウズベキスタン共和国政府は、次のもを免除了する。

(b) 課徴金及び租税

供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の中の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の中の会社について、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のため、ウズベキスタン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

供給者又はコンサルタントとして活動する日本国において、当該調達適格国から供給される役務の購入のため、ウズベキスタン共和国において課される全ての財

(e) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の中の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してウズベキスタン共和国において課される全額の付加価値税

ウズベキスタン共和国政府は、次のことのた

めに必要な措置をとる。

8 ウズベキスタン共和国は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。
 (a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
 (b) 計画に関連するその他の情報
 (c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

9 ウズベキستان共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対して次のものを提供する。

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びウズベキستان共和国政府に代わつて前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

二千二十五年一月二十日にタシケントでウズベキستان共和国と日本国特命全権大使羽鳥隆投資・産業・貿易大臣クラートフ・ラジズ・シャフカトヴィッチ閣下(ウズベキستان側書簡)

(訳文)
 書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

五点	北緯三度五九分五四秒八四一四
六点	東経一三三度二分〇一秒九六二一
七点	北緯三度五九分五三秒五五九
八点	東経一三三度二分〇一秒三五七四
九点	北緯三度五九分五三秒三〇二三
十点	東経一三三度二分〇一秒五九〇〇
十一点	北緯三度五九分五三秒八七二二
十二点	東経一三三度二分〇一秒八三九〇
十三点	北緯三度五九分五三秒九七四一
十四点	東経一三三度二分〇一秒九七八一
十五点	北緯三度五九分五三秒九九八一
十六点	東経一三三度二分〇一秒九九九八
十七点	北緯三度五九分五四秒九九九八
十八点	東経一三三度二分〇一秒九九九八
十九点	北緯三度五九分五四秒九九九八
二十点	東経一三三度二分〇一秒九九九八
二十一点	北緯三度五九分五四秒九九九八
二十二点	東経一三三度二分〇一秒九九九八
二十三点	北緯三度五九分五四秒九九九八
二十四点	東経一三三度二分〇一秒九九九八
二十五点	北緯三度五九分五四秒九九九八
二十六点	東経一三三度二分〇一秒九九九八
二十七点	北緯三度五九分五四秒九九九八

二十八点	北緯三度五九分四六秒二〇四三
二十九点	東経一三三度三分〇一秒六七八六
三十点	北緯三度五九分四六秒五八九〇
三十一点	東経一三三度三分〇一秒七九〇七
三十二点	北緯三度五九分四七秒四〇八
三十三点	東経一三三度三分〇一秒九九八五
三十四点	北緯三度五九分四八秒六三七
三十五点	東経一三三度三分〇一秒九九八〇
三十六点	北緯三度五九分四八秒九一
三十七点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
三十八点	北緯三度五九分四八秒九一
三十九点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
四十点	北緯三度五九分四八秒九一
四十一点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
四十二点	北緯三度五九分四八秒九一
四十三点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
四十四点	北緯三度五九分四八秒九一
四十五点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
四十六点	北緯三度五九分四八秒九一
四十七点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
四十八点	北緯三度五九分四八秒九一
四十九点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
五十点	北緯三度五九分四八秒九一
五十一点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
五十二点	北緯三度五九分四八秒九一
五十三点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
五十四点	北緯三度五九分四八秒九一
五十五点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
五十六点	北緯三度五九分四八秒九一
五十七点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
五十八点	北緯三度五九分四八秒九一
五十九点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
六十点	北緯三度五九分四八秒九一
六十一点	東経一三三度三分〇一秒九九八一
六十二点	北緯三度五九分四八秒九一

十二点	北緯三度五二分一七秒三一二二五
十三点	東経一三三度〇三分六秒七六二三
十四点	北緯三度五二分一七秒六七〇一
十五点	東経一三三度〇三分六秒三三七〇
十六点	北緯三度五二分一八秒三八八五
十七点	東経一三三度〇三分四六秒一七七四
十八点	北緯三度五二分一九秒四五九一
十九点	東経一三三度〇三分四五秒九一二五
二十点	北緯三度五二分一九秒九七八九
二十一点	東経一三三度〇三分四六秒一九五〇
二十二点	北緯三度五二分一八秒一九五〇
二十三点	東経一三三度〇三分四六秒五六二五
二十四点	北緯三度五二分一八秒一九五〇
二十五点	東経一三三度〇三分四六秒一九五〇
二十六点	北緯三度五二分一八秒一九五〇
二十七点	東経一三三度〇三分四六秒一九五〇

十二点	北緯三度五〇分一四秒六二二〇
十三点	東経一三三度〇九分〇一秒三三八
十四点	北緯三度五〇分一三秒九八九四
十五点	東経一三三度〇八分五九秒九八九四
十六点	北緯三度五〇分一九秒七八九二
十七点	東経一三三度〇八分五九秒九八九二
十八点	北緯三度五〇分一九秒九七七九
十九点	東経一三三度〇九分〇一秒七九〇七
二十点	北緯三度五〇分一九秒九九九二
二十一点	東経一三三度〇九分〇一秒七九〇七
二十二点	北緯三度五〇分一九秒九九九二
二十三点	東経一三三度〇九分〇一秒七九〇七
二十四点	北緯三度五〇分一九秒九九九二
二十五点	東経一三三度〇九分〇一秒七九〇七
二十六点	北緯三度五〇分一九秒九九九二
二十七点	東経一三三度〇九分〇一秒七九〇七

令和7年6月26日 木曜日

第1494号

報官

(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和7年6月26日
(七)	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局羽越河川国道事務所
近畿地方整備局公示		
		道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
		その関係図面は、令和七年六月二十六日から一週間一般の縦覧に供する。
(一)	占用の種類	一般国道
(二)	占用を制限する区域	区 域 長浜市西浅井町塩津中字中川原一四三番一から同市西浅井町塩津中字中川原五番一まで
(三)	備考	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）
(四)	制限の対象とする占用物件	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）
(六)	占用の制限の開始の期日	令和7年6月26日
(七)	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。		
		その関係図面は、令和七年六月二十六日から一週間一般の縦覧に供する。
(一)	占用の種類	一般国道
(二)	占用を制限する区域	区 域 洲本市宇山一丁目一七八番三から同市宇山三丁目五四番一まで
(三)	備考	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）
(四)	制限の対象とする占用物件	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く）
(六)	占用の制限の開始の期日	令和7年6月26日
(七)	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

公 告

諸 事 項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

京都地方検察庁検察官

令和7年6月26日 下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 京都地方検察庁 令和7年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年6月26日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和4年11月29日頃から同年12月12日頃までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容 湯川正彦が高橋涉と共に上、金品窃取の目的で被害者宅に侵入し、金品を窃取した行為
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
 - (1) 主な犯行場所は、京都市右京区、京都市山科区、京都市伏見区、京都市西京区、京都府宇治市、京都府城陽市、京都府京田辺市、滋賀県大津市及び滋賀県草津市
 - (2) 主な犯行態様は、被害者宅に窓施錠を外すなどして侵入し金品を窃取
- 5 開始決定の時における給付資金の額 金70万円
- 6 支給申請期間 令和7年6月26日から令和7年8月4日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
 - (1) 裁判所名 京都地方裁判所
 - (2) 裁判年月日 令和5年8月18日
 - (3) 確定年月日 令和5年9月30日（控訴取下）
 - (4) 被告人の氏名又は名称 湯川 正彦
 - (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名（事実の要旨）

被告人湯川正彦は、高橋涉と共に上、金品窃取の目的で、令和4年11月29日から同年12月12日までの間、5回にわたり、京都府宇治市内の被害者宅など計5か所において、窓施錠を外すなどして侵入し、現金合計約1,674万7,662円及び物品合計67点（時価合計約160万1,550円相当）を窃取した。

（罪名） 住居侵入、窃盗（刑法130条前段、235条）
- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口） 〒602-8510 京都市上京区新町通下長者町下る両御靈町82京都法務合同庁舎
京都地方検察庁 被害回復給付金事務担当 電話番号 075-441-9307（直通）
- 前記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があつた日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（京都地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴え提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、当該処分をした検察官が所属する検察庁（京都地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

令和7年(家)第5074号
 神奈川県横須賀市坂本町6丁目15番地
 申立人 久我 俊充
 本籍神奈川県横須賀市坂本町6丁目15番地、最後の住所神奈川県横須賀市坂本町6丁目15番地、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日推定令和7年1月22日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和25年4月13日、職業無職
 被相続人 亡 藤田 博司
 事務所神奈川県逗子市逗子1丁目10番26号平山ビル4階
 相続財産清算人 弁護士 川尻 新
 催告期間満了日 令和8年1月16日
 横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第3087号
 神奈川県平塚市御殿3丁目18番33号
 申立人 藤和シティコーブ平塚管理組合
 本籍神奈川県平塚市馬入2833番地1号2、最後の住所神奈川県平塚市御殿3丁目18番33-604号、藤和シティコーブ平塚、死亡の場所神奈川県平塚市、死亡年月日令和5年9月1日頃から10日頃までの間、出生の場所神奈川県平塚市、出生年月日昭和40年5月3日、職業不詳
 被相続人 亡 原 美幸
 事務所神奈川県平塚市錦町15番17号 K S 管理ビル102 平塚錦町法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 野 広司
 催告期間満了日 令和8年1月20日
 横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第5019号
 長野県駒ヶ根市飯坂1丁目17番6号
 申立人 特定非営利活動法人メンタルサポート駒の杜
 本籍長野県飯田市東中央通3049番地1、最後の住所長野県駒ヶ根市上穂南3番1号こまの杜宿免、死亡の場所長野県駒ヶ根市、死亡年月日令和6年12月23日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和24年3月2日、職業無職
 被相続人 亡 小池 廣康

長野県駒ヶ根市上穂南9番3号弁護士法人このまち駒ヶ根支所青木法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 及川 裕貴
 催告期間満了日 令和8年1月16日
 長野家庭裁判所伊那支部

令和7年(家)第8038号
 東京都調布市深大寺北町4丁目25番地1
 申立人 勝又りつ子
 本籍静岡県駿東郡小山町柳島434番地2、最後の住所静岡県駿東郡小山町柳島435-11、死亡の場所静岡県駿東郡小山町、死亡年月日平成26年12月28日、出生の場所静岡県駿東郡小山町、出生年月日昭和14年5月28日、職業無職
 被相続人 亡 勝又 廣和
 静岡県御殿場市萩原631-2 富士ビル2階菅沼法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 菅沼 圭
 催告期間満了日 令和8年1月31日
 静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第8056号
 静岡県三島市加茂49-16
 申立人 市川 光世
 本籍静岡県駿東郡清水町玉川99番地2、最後の住所静岡県駿東郡清水町玉川99番地の2グロリアスハイツB-202、死亡の場所静岡県駿東郡清水町、死亡年月日令和6年7月16日、出生の場所静岡県三島市、出生年月日昭和38年8月12日、職業不明
 被相続人 亡 勝又 真澄
 静岡県駿東郡清水町伏見804番地の1 ハーヴェスト法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 西宮由希子
 催告期間満了日 令和8年1月31日
 静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第2074号
 愛知県豊川市豊川町辺通4の4豊川商工会議所3階
 申立人 特定非営利活動法人東三河後見センター
 本籍愛知県豊橋市細谷町字近見山105番地2、最後の住所愛知県豊川市西原町松葉10番地16、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日令和6年9月24日、出生の場所愛知県渥美郡田原町、出生年月日昭和16年3月6日、職業無職
 被相続人 亡 岩本 明

事務所愛知県豊橋市前田南町1丁目1番地の1タワーレジデンスHADA205号室伊藤隆穂法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 伊藤 隆穂
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家)第8055号
 大阪府大東市氷野3丁目2番810号
 申立人 戸田 時子
 本籍大阪府大阪市鶴見区横堤1丁目2番地2、最後の住所大阪府大東市氷野3丁目2番810号 戸田方、死亡の場所大阪府河内長野市、死亡年月日令和6年4月12日、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和39年2月15日、職業無職
 被相続人 亡 鎌本 勝
 大阪市北区梅田1丁目12-12東京建物梅田ビル6階
 相続財産清算人 弁護士 石橋 駿一
 催告期間満了日 令和8年2月12日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第8057号
 大阪府八尾市小畠町1丁目32番地の11
 申立人 竹沢 文子
 本籍京都府京都市中京区東洞院通三条下る三文字町200番地、最後の住所大阪府八尾市小畠町1丁目32番地の11 竹沢方、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和7年3月10日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和11年5月6日、職業無職
 被相続人 亡 長谷川京子
 大阪市北区西天満2丁目11番8号アメリカンビル7階
 相続財産清算人 弁護士 喜多 鉄春
 催告期間満了日 令和8年2月12日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第40128号
 神戸市西区平野町堅田329番地
 申立人 笹川 悅嗣

本籍神戸市兵庫区西出町1丁目305番地の2の口、最後の住所神戸市兵庫区笠松通7丁目5番9号、死亡の場所神戸市兵庫区、死亡年月日平成16年8月2日頃、出生の場所神戸市兵庫西出町、出生年月日大正12年9月14日、職業無職
 被相続人 亡 武田 正子
 神戸市中央区中町通2丁目1番18号J R 神戸駅NKビル9階 弁護士法人法律事務所瀬合パートナーズ
 相続財産清算人 弁護士 瀬合 孝一
 催告期間満了日 令和8年2月6日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40176号
 神戸市灘区篠原中町4丁目9番12号
 申立人 風早 正幸
 本籍神戸市灘区篠原南町5丁目7番地、最後の住所神戸市灘区篠原南町5丁目2番2号、死亡の場所神戸市灘区、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所神戸市湊東区、出生年月日昭和10年9月25日、職業不明
 被相続人 亡 西村 佳子
 神戸市中央区御幸通6丁目1番15号御幸ビル4階弁護士法人WINクリム法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 安井 健馬
 催告期間満了日 令和8年1月26日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第40243号
 徳島県徳島市南常三島町1丁目4-1 グランヴィア常三島東館1F
 申立人 山本 啓司
 本籍兵庫県神戸市兵庫区中道通1丁目16番地、最後の住所神戸市灘区岩屋北町4丁目4番13号、死亡の場所不明、死亡年月日死亡とみなされる日昭和60年7月28日(失踪宣告の裁判確定日令和7年3月20日)、出生の場所大阪府大阪市西淀川区、出生年月日昭和8年3月28日、職業不詳
 被相続人 亡 吉村 和代
 神戸市中央区相生町1丁目1-16 神戸クロエビル701号室ハーバーロード法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 小坂 祥子
 催告期間満了日 令和8年2月6日
 神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70053号
兵庫県姫路市大津区吉美773番地
申立人 西山 浩美
本籍兵庫県姫路市大津区恵美酒町2丁目60番地、最後の住所兵庫県姫路市大津区吉美773番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所兵庫県加東郡社町、出生年月日昭和28年9月16日、職業喫茶店経営
被相続人 亡 西山 正昭
事務所兵庫県姫路市北条宮の町392番地弁護士法人菊井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菊井 公策
催告期間満了日 令和8年1月19日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第30184号
広島県三次市三次町1281番地
申立人 高樋 法明
本籍広島県府中市府中町653番地1、最後の住所広島市安佐北区あさひが丘6丁目25番10号、死亡の場所広島県広島市安佐北区、死亡年月日令和7年4月23日、出生の場所広島県府中市、出生年月日昭和35年8月11日、職業日本語学校講師
被相続人 亡 高樋乃生子
事務所広島県東広島市豊栄町吉原991番地
相続財産清算人 司法書士 薬師寺晃雄
催告期間満了日 令和8年1月23日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第30051号
広島市中区広瀬北町8番12号寺西ビル2階
申立人 田村 真子
本籍広島県竹原市中央1丁目1462番地、1468番地合併、最後の住所広島県竹原市本町2丁目17番10号、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日令和7年1月23日、出生の場所広島県賀茂郡竹原町、出生年月日昭和28年4月2日、職業無職
被相続人 亡 三井 敏代
広島市中区広瀬北町8番12号寺西ビル2階
相続財産清算人 司法書士 田村 真子
催告期間満了日 令和8年1月9日
広島家庭裁判所呉支部

令和7年(家)第236号
愛媛県松山市歩行町2丁目3番地15白石・安藤法律事務所
申立人 安藤 潔

本籍愛媛県松山市森松町574番地、最後の住所愛媛県松山市森松町574番地、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和7年5月1日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和7年7月9日、職業無職
被相続人 亡 武智美和子
愛媛県松山市歩行町2丁目3番地15白石・安藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 潔
催告期間満了日 令和8年1月31日
松山家庭裁判所

令和6年(家)第7028号
埼玉県八潮市大字大曾根1334番地9
申立人 鈴木とも子
本籍長崎県五島市大荒町452番地1、最後の住所福岡県福岡市中央区以下不詳、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日令和3年11月29日、出生の場所長崎県福江市、出生年月日昭和29年8月4日、職業不明
被相続人 亡 木村 文雄
事務所福岡県福岡市中央区天神4丁目2番20号天神幸ビル3階
相続財産清算人 弁護士 森山 善基
催告期間満了日 令和8年2月27日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第4008号
長崎市筑後町5番9-1-601号
申立人 平川 淨
本籍長崎県諫早市永昌町393番地2、最後の住所長崎県諫早市永昌町27番5号、死亡の場所長崎県諫早市、死亡年月日推定令和6年4月10日、出生の場所長崎県諫早市、出生年月日昭和37年8月26日、職業無職
被相続人 亡 山中 隆史
事務所長崎市万才町6番33号高木ビル3階
司法書士法人吉田合同事務所
相続財産清算人 吉田 修司
催告期間満了日 令和8年1月20日
長崎家庭裁判所諫早出張所

令和7年(家)第3062号
熊本市中央区手取本町2番1号
申立人 熊本信用金庫
本籍熊本県熊本市南区富合町木原2082番地5、最後の住所熊本県熊本市南区富合町木原2082番地5、死亡の場所熊本県熊本市南区、死亡年月日令和6年9月16日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日昭和39年12月22日、職業会社員
被相続人 亡 鍾 敏宏

熊本市南区江越1丁目27番7号
相続財産清算人 司法書士法人リーガルシップ
催告期間満了日 令和8年1月13日
熊本家庭裁判所

令和7年(家)第30072号
茨城県ひたちなか市駿郷町6番22号
申立人 山田 幸子
本籍茨城県ひたちなか市駿郷町6番、最後の住所茨城県ひたちなか市駿郷町6番22号、死亡の場所茨城県ひたちなか市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所茨城県那珂郡平磯町、出生年月日昭和28年4月7日、職業雜貨店経営
被相続人 亡 山田 恭央
茨城県水戸市南町3丁目4番57号水戸セントラルビル3階丹下・小沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 牧野 拓真
催告期間満了日 令和8年1月9日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第6027号
群馬県桐生市相生町1丁目613番地の1
申立人 川井 孝之
本籍群馬県桐生市堤町3丁目2618番地18、最後の住所群馬県桐生市広沢町1丁目2647番地桐花園、死亡の場所群馬県みどり市、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和43年3月16日、職業無職
被相続人 亡 飯田 和秀
事務所群馬県桐生市東6丁目6-64
相続財産清算人 司法書士 川井 孝之
催告期間満了日 令和8年1月11日
前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年(家)第7046号
長野県千曲市杭瀬下2丁目1番地
申立人 千曲市
本籍長野県千曲市大字雨宮161番地、最後の住所長野市上野2丁目120番地4養護老人ホーム松寿荘、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日令和6年1月15日、出生の場所長野県埴科郡雨宮県村、出生年月日昭和10年3月13日、職業無職
被相続人 亡 久保田 功
長野市青木島1丁目3-3 小池ビル2階富沢・北村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北村 純子
催告期間満了日 令和8年1月10日
長野家庭裁判所

令和7年(家)第10135号
東京都中央区日本橋富沢町2番1号瀧ビル3階
申立人 坂口季久夫
本籍東京都文京区千駄木3丁目85番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市亀久保2196番地メディカルホームふじみ野B棟211号室、死亡の場所埼玉県ふじみ野市、死亡年月日令和7年3月17日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和42年11月27日、職業無職
被相続人 亡 北沢 英之
事務所埼玉県富士見市鶴馬2605番地10えり美ビル2階 あおい総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塚田小百合
催告期間満了日 令和8年1月13日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和6年(家)第71098号
東京都中野区上高田3丁目3-5
申立人 ハイシティ中野管理組合
本籍東京都中野区大和町1丁目47番地、最後の住所東京都中野区上高田3丁目3番5号ハイシティ中野 301、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日平成30年6月21日ころから30日ころまでの間、出生の場所秋田県由利郡象潟町、出生年月日昭和12年2月9日、職業不明
被相続人 亡 須藤 武夫
事務所東京都千代田区麹町3丁目3番8号麹町センターブレイス2階 鈴木総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 仁史
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70477号
東京都中央区銀座4丁目13番18号医療ビル5階5B号室 土方・久野法律会計事務所
申立人 久野 健
本籍山形県山形市大字駿迦堂43番地、最後の住所東京都板橋区三園1丁目19番1号成増厚生病院、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年11月7日、出生の場所山形県南村山郡東沢村、出生年月日昭和8年1月22日、職業無職
被相続人 亡 横川 みわ
事務所東京都中央区日本橋茅場町3丁目13番3号 興和日本橋ビル2階 倉持法律事務所
相続財産清算人 弁護士 倉持 政勝
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70573号
東京都練馬区北町2丁目27番6号
申立人 横山工業株式会社
本籍東京都練馬区北町2丁目19番、最後の住所東京都練馬区北町2丁目19番16号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和6年8月4日、出生の場所兵庫県神戸市林田区、出生年月日昭和11年6月27日、職業会社役員
被相続人 亡 横山多美夫
事務所東京都千代田区永田町2丁目10番1号
永田町山王森ビル2階米津・逢坂法律事務所
相続財産清算人 弁護士 逢坂 哲也
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所
令和7年(家)第70609号
東京都中央区日本橋室町2丁目5番8-701号
申立人 佐藤 百合
本籍宮崎県宮崎市上野町15番地、最後の住所東京都豊島区駒込3丁目12番3-408号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和5年12月27日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和24年8月12日、職業会社役員
被相続人 亡 高橋 博年
事務所東京都中央区八丁堀3丁目25番8号八丁堀陽光ビル6階 松本総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松本佐弥香
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所
令和7年(家)第70638号
東京都中央区銀座1丁目6番11号土志田ビル5階 銀座法律事務所
申立人 赤羽 宏
本籍東京都江戸川区中葛西8丁目11番地20、最後の住所東京都江戸川区中葛西1丁目31番1-905号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所千葉県東葛飾郡浦安町、出生年月日昭和30年2月25日、職業無職
被相続人 亡 國澤 慶子
事務所東京都千代田区六番町15番2号鳳翔ビル3階Aみづほ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 安藤 真一
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第90425号
埼玉県所沢市大字上安松905番地の4
申立人 内野 一成
本籍埼玉県所沢市大字上安松904番地1、最後の住所東京都東村山市青葉町3丁目31番地1秋津療育園、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和3年7月10日、出生の場所埼玉県所沢市、出生年月日昭和35年7月17日、職業無職
被相続人 亡 内野 浩美
事務所東京都小金井市本町6丁目2番30号S O C O L A 武藏小金井クロス3階 弁護士法人ひまわりパートナーズ支所小金井ひまわり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 真野 文惠
催告期間満了日 令和8年1月20日
東京家庭裁判所立川支部
令和7年(家)第15045号
滋賀県草津市西大路町1番1号
申立人 AG債権回収株式会社
本籍新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢4丁目1番地4、最後の住所新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢386番地2-201号、死亡の場所新潟県南魚沼郡湯沢町、死亡年月日令和4年3月8日、出生の場所新潟県南魚沼郡神立村、出生年月日昭和13年3月12日、職業不明
被相続人 亡 高橋 藤夫
事務所新潟県南魚沼市浦佐1137U Sビル501号室南魚沼法律事務所
相続財産清算人 弁護士 黒岩 海映
催告期間満了日 令和8年1月15日
新潟家庭裁判所長岡支部
令和7年(家)第1932号
富山市吉作1061番地1
申立人 久郷 巍
本籍富山県富山市山本2095番地、最後の住所富山市山本2095番地、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日令和4年5月16日、出生の場所富山県婦負郡池多村、出生年月日大正15年2月11日、職業無職
被相続人 亡 敷井 スミ

富山県高岡市丸の内2番5号 アールワン丸の内ビル4階 弁護士法人本田総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 本田 隆慎
催告期間満了日 令和8年1月13日
富山家庭裁判所
令和7年(家)第227号
岐阜県各務原市蘇原東栄町2-3-11エスボワール各務原405
申立人 伊藤 雅世
本籍岐阜県各務原市尾崎南町1丁目117番地、最後の住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町6丁目136番地3、死亡の場所岐阜県郡上市、死亡年月日推定令和6年8月29日、出生の場所愛知県名古屋市中村区、出生年月日昭和46年12月12日、職業会社役員
被相続人 亡 畑佐 栄一
事務所岐阜市真砂町4-6 平和堂ビル2階高橋博志法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高橋 博志
催告期間満了日 令和8年1月13日
岐阜家庭裁判所
相続財産清算人の改任
次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。
令和5年(家)第15169号
申立人 職権
本籍新潟県五泉市宮町5369番地、最後の住所新潟県五泉市番坂新174番地2特別養護老人ホーム愛松園、死亡の場所新潟県五泉市、死亡年月日令和5年6月3日、出生の場所新潟県中蒲原郡五泉町、出生年月日昭和15年8月4日、職業無職
被相続人 亡 長谷川弦一
新潟市中央区川岸町2丁目7番地3リバーステージ新潟602号
改任前の相続財産清算人 司法書士 川崎比呂史
新潟市中央区西堀通7番町1554番地日生不動産西堀ビル5階 西堀通り法律事務所
改任後の相続財産清算人 弁護士 大花 真人
新潟家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第3号

埼玉県川口市大字芝4431番地の8

申立人 有限会社ヤハイ工販

代表者代表取締役 野平 和宏

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月19日

令和7年6月2日 川口簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BAG59004

金額 420,284円

支払期日 令和7年4月25日

支払地 埼玉県川口市

支払場所 城北信用金庫朝日町支店

振出日 令和6年12月10日

振出地 埼玉県川口市

振出人 株式会社相澤鐵工所 代表取締役 相澤 邦充

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第2号

新潟県南魚沼市欠之上175番地2

申立人 有限会社関越燃料

代表者代表取締役 鈴木 仁

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月1日

令和7年6月2日 大宮簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 NH19952

金額 464,772円

支払期日 令和7年5月31日

支払地 埼玉県桶川市

支払場所 株式会社東和銀行桶川支店

振出日 令和7年1月31日

振出地 埼玉県桶川市

振出人 ダイトゴム株式会社 代表取締役 向井 純一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(フ)第105号
 愛知県豊川市平井町堀ノ内27番地の2、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊川市伊奈町並松12番地1
 債務者 株式会社ミツワ製作所
 代表者 代表取締役 三輪 哲也
 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 佐藤 典子
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時
 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第833号
 東京都西多摩郡奥多摩町小丹波34番地
 債務者 原島製菓有限会社
 代表者 取締役 原島 庄七
 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 三井 浩之
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時15分
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第978号
 東京都立川市上砂町5-79-11アネックス立川ビル1階
 債務者 株式会社ENGAWA
 代表者 代表取締役 矢萩 洋子
 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 上條 辰徳
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時45分
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第983号
 東京都国分寺市南町2丁目13番15号
 債務者 株式会社アイエス
 代表者 代表取締役 渡辺 勝昭
 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 柳原 桑子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時30分
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第195号
 愛知県岡崎市鴨田町字広元119番地1
 債務者 五城建設株式会社
 代表者代表取締役 立山 章光
 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 岩田 裕文
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時10分
 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第22号
 長野県下伊那郡高森町吉田2178番地1
 債務者 グリット合同会社
 代表者代表社員 中平 和彦
 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 松澤 崇志
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時
 長野地方裁判所飯田支部
令和7年(フ)第91号
 群馬県太田市藤阿久町246番地
 債務者 株式会社コーリン
 代表者代表取締役 小林 誠一
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 井野口通隆
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分
 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第27号
 岩手県二戸市石切所字前田73番地の1の2
 債務者 株式会社玉川商事
 代表者代表取締役 玉川 里仁

1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋本 剛
4 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時20分
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第616号
神奈川県高座郡寒川町岡田2462番地1
債務者 有限会社関東ルートライナー
代表者取締役 西方 晴一
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂本 智哉
4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1129号
名古屋市緑区大高町字三番割22番地
債務者 トーカイ特溶株式会社
代表者取締役 村上 信也
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木河 賢二
4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時40分
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第991号
東京都狛江市和泉本町2丁目11番4号
債務者 有限会社S. I. P
代表者取締役 松岡 英治
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅谷 貴子
4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後2時45分
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第695号
 宮城県石巻市松原町3番27号
 債務者 魚喜久水産株式会社
 代表者代表取締役 菊地 良範
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 北島みどり
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月16日午後1時30分
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第195号
 埼玉県深谷市上柴町東1丁目16番地6
 債務者 株式会社R a v e T r i p
 代表者代表取締役 本多 祐司
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 丸田健太郎
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時40分
 さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第108号
 茨城県常総市水海道天満町2438番地
 債務者 松枝印刷株式会社
 代表者代表取締役 松枝 義明
 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 志村 和俊
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時30分
 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第86号
 北海道帯広市西18条南4丁目31番18号
 債務者 スギケミカル株式会社
 代表者代表取締役 杉村 昌治
 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 村山 敬樹
 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時
 釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第115号	兵庫県伊丹市荻野1丁目70番地の1 債務者 有限会社タケデン 代表者代表取締役 竹腰 悅男 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴崎 崇 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第71号	山口県下関市一の宮町3丁目2番4号 債務者 有限会社協同打設 代表者代表取締役 江頭 義則 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 隆宏 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第409号	神戸市東灘区御影本町8丁目11番18号 債務者 株式会社k o k o i que 代表者代表取締役 工藤 朋子(塩見朋子) 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清田 美夏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午前11時 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第135号	群馬県高崎市若田町15番地 債務者 有限会社丸和 代表者取締役 飯塚 和成

令和7年(フ)第187号	1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 真吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時30分 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第45号	石川県加賀市塙屋町ハ15番地1 債務者 株式会社エヌエス 代表者代表取締役 杉山 浩延 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川本 樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第412号	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目31番13 債務者 有限会社エスト 代表者取締役 北口 真大 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横谷莊一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時30分 広島地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1558号	広島市中区江波本町5番27-305号 債務者 株式会社政成 代表者代表取締役 政成喜一郎 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大久保 享 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時30分 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第51号	大阪府八尾市山賀町6丁目53番地の1 債務者 株式会社ヤマサン 代表者代表取締役 山口 富三 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 手島 将志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第578号	福島県いわき市平字北目町3番地の4 債務者 株式会社一心 代表者代表取締役 佐藤 紀樹 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 直也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時30分 福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第2593号	大阪府箕面市西小路3丁目16番11号 債務者 バレーヌ株式会社 代表者代表取締役 林 かほる 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下 侑士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2620号	大阪府守口市土居町4番3号 債務者 w o l f w o r k s 株式会社 代表者代表取締役 大塚 勇樹 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 秀樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第2624号 大阪市北区天神橋7丁目12番6号 債務者 株式会社山高工務店 代表者代表取締役 渡辺 義男 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 溝上 純子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月29日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第134号 静岡市駿河区下島615番地の154 債務者 株式会社J. w a l k 総合設備 代表者代表取締役 大村 淳也 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古畑 恵子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月3日午前11時 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第126号 沖縄県浦添市宮城2丁目15番3-101号 債務者 沖縄ベンダース株式会社 代表者代表取締役 仲順恵里子 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月17日午前10時30分 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第2634号 大阪市城東区野江2丁目16番25号 債務者 株式会社レグルス建築デザイン 代表者代表取締役 林 勇気 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 早川 優太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第828号 横浜市金沢区六浦東3丁目3番73号 債務者 有限会社エス・イー・ケー 代表者取締役 築田 孝 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笹岡 亮祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午後1時30分 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第819号 札幌市南区藤野1条6丁目3番12号 債務者 E介護サービス株式会社 代表者代表取締役 正木 浩実 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加瀬野忠吉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午後3時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第170号 岡山県浅口市金光町占見新田509番地1 債務者 Asset Consulting株式会社 代表者代表取締役 加山 仁清 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加瀬野忠吉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月18日午後3時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第159号 群馬県前橋市三俣町1丁目30番地3立川ビル 債務者 株式会社もてぎ 代表者代表取締役 茂木 克之 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入澤 裕樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午前10時 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第428号 名古屋市西区大野木4丁目70 債務者 株式会社HAND YOUNG 代表者代表取締役 河合 恵子 1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平井 朝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午前10時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第74号 札幌市中央区荒田町4丁目7番3号 債務者 株式会社メディカルアシスト 代表者代表清算人 大滝 浩昭 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塙 祐一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午後1時10分 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第153号 金沢市森山1丁目30番20号 債務者 有限会社新谷商店 代表者代表取締役 新谷 善一 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浮葉 遼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月19日午前10時30分 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第704号 神奈川県茅ヶ崎市十間坂2丁目5番28-101 号ベルメゾン湘南 債務者 株式会社じょうなんROOF 代表者代表取締役 岡崎 圭一 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高世 和洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午前10時 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2026号 大阪府八尾市若林町1丁目76-3 朝日生命八 尾南ビル2階 債務者 株式会社ピーエス 代表者代表取締役 宮川 清 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平松亜矢子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月6日午後3時30分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第45号 佐賀県唐津市西大島町18番17号 債務者 株式会社椿 代表者代表取締役 宮丸佳奈子 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 恵梨 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月16日午後1時30分 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(フ)第951号 さいたま市大宮区桜木町1-195-1 大宮ソ ラミチKÖZ4階 債務者 株式会社Y.T.Aソリューションズ 代表者代表取締役 吉田紗弥子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高澤 史生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月22日午後2時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第147号 福岡県久留米市梅満町44番地の1 債務者 株式会社伸和 代表者代表取締役 鷹野 弘子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午前11時 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第441号 広島市西区南観音8丁目13番31号アルカーサ ル谷本402 債務者 株式会社タケダ 代表者代表取締役 竹田 真之		令和7年(フ)第1126号 名古屋市中区新栄1丁目28-21 プロシード 新栄303 債務者 合同会社Monochrome 代表者代表社員 長谷 享	

令和7年(フ)第954号 東京都多摩市連光寺1丁目7番地の30ライオンズマンション聖蹟桜ヶ丘504 債務者 中村 龍 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月28日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第1307号 横浜市磯子区杉田5丁目26番1-202号 債務者 藤澤 裕 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 爰地 紗佳 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第892号 東京都八王子市館町2075番地レオパレス館町101号 債務者 羽田 健治 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 研 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月9日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第819号 神奈川県大和市桜森2丁目3番14号 柳莊102 債務者 成尾 彰一 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岸 龍文 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月10日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第1182号 横浜市鶴見区諫訪坂18番31号 レイ諫訪坂101 債務者 安斎 俊治 1 決定年月日時 令和7年6月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 侑希 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月24日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第123号 神奈川県横須賀市津久井1丁目25番20号 債務者 鈴木 竜二 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 義久 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所横須賀支部 令和7年(フ)第70号 静岡県富士市今泉3242番地の9 債務者 三好 直樹 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柿崎 博昭 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 静岡地方裁判所富士支部 令和7年(フ)第979号 東京都昭島市緑町5丁目8番4号 債務者 矢萩 洋子	1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上條 辰徳 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第29号 新潟県村上市岩船上町8番98号 フジタコーポB105 債務者 小柳 翔太 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石戸 裕 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時40分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで 新潟地方裁判所新発田支部 令和7年(フ)第98号 兵庫県宝塚市安倉南4丁目33番16号 債務者 林 弘子 1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 德山 育弘 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時10分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第72号 山口県下関市長府松小田北町10番35号 債務者 米村 吉晴 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 直行 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時35分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 山口地方裁判所下関支部破産係
--	--	--

令和7年(フ)第620号
埼玉県上尾市壱丁目東20番地43 ドゥムール
松澤B-201
債務者 成瀬 秋子
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 栗原千亜希
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後3時20分
5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第61号
秋田県雄勝郡羽後町字南西馬音内211番地5
債務者 菅原 圭史
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 近江 直人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第52号
福島県郡山市御前南4丁目61-3、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚209番地55
債務者 佐藤 紀樹
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 直也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
福島地方裁判所いわき支部
令和7年(フ)第35号
香川県丸亀市富士見町1丁目10番26号 ガーデンハウスM B棟207号
債務者 松井 謙介
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 久保田 仁
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第50号
香川県坂出市加茂町564番地22
債務者 池内 健太
1 決定年月日時 令和7年6月17日午前9時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田岡 直博
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第317号
北九州市小倉南区下城野1丁目8番1-305号、前住所北九州市小倉南区葛原東2丁目3番21-2号
債務者 三田 和雄
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 耕作
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第148号
福岡県久留米市荘島町17番地64 サンパーク荘島205号、前住所福岡県久留米市荘島町15番地20 ライオンズマンション久留米中央304
債務者 鷹野 弘子
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 学
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで
福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第36号
秋田県横手市平鹿町上吉田字五十田1番地五十田団地D-7
債務者 佐藤 雄太
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 原田いづみ
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
秋田地方裁判所横手支部
令和7年(フ)第160号
群馬県前橋市富士見町原之郷761番地 パーサージュ808前橋北 126号
債務者 茂木 克之
1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 入澤 裕樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第8号
兵庫県加西市別所町142番地の1、従前の住所兵庫県加西市山下町897番地の1
債務者 松本 咲子
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 若原 曜昭
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第43号
兵庫県加東市上滝野804-1 103号、住民票上の住所兵庫県西脇市鹿野町751番地の10
債務者 藤原 悠
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡瀬 直哉
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
神戸地方裁判所社支部
令和7年(フ)第175号
岡山県総社市総社2丁目6番34号、転居前の住所岡山県倉敷市老松町1丁目10番65-102号 ミットアロウズ
債務者 難波 杏菜
1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 飛山 美保
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時45分
5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第131号
宮崎市大字有田359番地
債務者 大平 道男
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 町元 真也
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第236号
宮崎市花ヶ島町水町1871番地4、住民票上の住所宮崎市花ヶ島町水町1871番地3
債務者 鮫島 武史
1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 崎田 健二
4 免責意見申述期間 令和7年8月13日まで
宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第2021号
大阪府吹田市佐竹台1丁目2番30-303号
債務者 野村 俊之
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山越 勇輝
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2078号
大阪府吹田市千里山西1丁目17番13号 (207)
債務者 中塚 昭英
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 寛子
4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部
破産手続終結
令和6年(フ)第589号
栃木県小山市羽川517-244 メゾンドジュネスA棟102、住民票上の住所栃木県日光市大桑町53番地
破産者 川村 慎
1 決定年月日 令和7年6月13日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者会は終結した。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第9号 仙台市若林区若林2丁目5番3号 破産者 有限会社阿部蔬菜加工センター 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 静岡地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	令和5年(フ)第750号 堺市北区奥本町1丁178番地14、開始決定時の住所堺市北区奥本町1丁171番地15 破産者 高見 秀夫 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第468号 宮城県名取市愛島台6丁目19番地の22、従前の本店所在地宮城県名取市愛島台7丁目101番63 破産者 ナンコン株式会社 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 愛知県常滑市大野町9丁目1番地 破産者 有限会社中兵	1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第1789号 長崎県佐世保市筒井町748番地、前住所愛知県名古屋市緑区黒沢町3丁目1003番地(ハイツ香蘭1F号) 破産者 川下 勝久 1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第219号 群馬県伊勢崎市上植木本町2739番地10 破産者 株式会社サンズ 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第618号 横浜市南区別所1丁目5番1号 破産者 株式会社遠山 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第147号 東京都昭島市田中町1丁目9番1号 破産者 拝島住宅産業株式会社 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第1740号 札幌市東区北34条東12丁目2番14-101号 破産者 永倉 香織(旧姓高橋) 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第368号 岩手県北上市柳原町2丁目4番49号 シティライフ柳原11号 破産者 高橋 徹 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(フ)第105号 静岡県浜松市中央区篠原町12022番地の3 破産者 合同会社T R U S T 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第33号 広島県福山市新市町大字戸手373番地5 破産者 藤本 恭代(旧姓棗田) 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和6年(フ)第190号 高知県香南市野市町東野字ツノ丸1237番地1 破産者 有限会社野木 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係	令和6年(フ)第220号 群馬県伊勢崎市新栄町3888番地1、破産手続開始決定時の住所群馬県伊勢崎市上植木本町2739番地10 破産者 森田 宗弘 1 決定年月日 令和7年6月17日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(フ)第170号 函館市白鳥町19番21-203号 M Dサンビル レッジ、破産手続開始時の住所函館市昭和4丁目47番8号 破産者 石黒 孝一 1 決定年月日 令和7年6月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和6年(フ)第557号 静岡県島田市本通4丁目3番の5 破産者 株式会社島田カラーサービス	1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。	1 決定年月日 令和7年6月13日 2 主文 本件破産手續を終結する。	

令和6年(フ)第79号
青森県下北郡風間浦村大字易国間字易国間51番地
破産者 川島 政春
1 決定年月日 令和7年6月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第28号
横浜市青葉区青葉台1丁目11番地4 田園青葉台団地7-301
破産者 益子 広之
1 決定年月日 令和7年6月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第323号
静岡県磐田市小島786番地3
破産者 鈴木 裕大
1 決定年月日 令和7年6月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和6年(フ)第1176号
堺市南区山台2丁2番4号
破産者 ブルームハウジング株式会社
1 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで
2 一般調査期日 令和7年9月2日午前11時
令和7年6月17日
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第309号
山梨県甲府市上石田3丁目19番22号
破産者 有限会社ケイズニット
1 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
2 一般調査期日 令和7年9月25日午後1時30分
令和7年6月16日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第5198号
大阪府枚方市長尾元町1丁目28番5-504号
破産者 中田 雅之
1 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
2 一般調査期日 令和7年9月18日午後1時40分
令和7年6月17日
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第399号
大阪府和泉市黒鳥町141番地の1 コスモハイツ101、事業所所在地・前住所大阪市住之江区新北島1丁目4番26号
破産者 おおはら整骨院こと大原修平こと 吳修平
1 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
2 一般調査期日 令和7年9月1日午後2時
令和7年6月17日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第106号
埼玉県桶川市上日出谷南1丁目3番地の10、破産開始決定時の住所さいたま市北区奈良町40番地2
破産者 伊藤 直也
1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
2 一般調査期日 令和7年10月20日午前11時30分
令和7年6月17日
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和5年(フ)第306号
沖縄県那霸市久米1丁目21番5号
破産者 株式会社Fuji House
1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで
2 一般調査期日 令和7年9月11日午後1時30分
令和7年6月6日
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第34号
横浜市港南区東永谷1丁目28番19号 ベルナス東永谷103号室
破産者 吉田 耕太
1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
2 一般調査期日 令和7年9月3日午後2時
令和7年6月18日
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2号
兵庫県川西市多田桜木1丁目7番2-505号、前住所大阪市浪速区桜川2丁目3番19-1103号
破産者 奥田 美紅
1 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで
2 一般調査期日 令和7年9月25日午後2時
令和7年6月18日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
債権者集会招集
令和5年(フ)第4555号
大阪市西区靱本町1丁目5番15号第二富士ビル2階
破産者 サス株式会社
1 期日 令和7年9月1日午後3時
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和7年6月17日
大阪地方裁判所第6民事部
特別清算開始
令和7年(ヒ)第101号
北海道登別市常盤町3丁目1番地9
清算株式会社 株式会社三樹
代表清算人 築田 浩一
1 決定年月日 令和7年6月13日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所室蘭支部
令和7年(ヒ)第4号
石川県七尾市和倉町ワ部2番地4
清算株式会社 株式会社ニュー青海莊
代表清算人 高橋 和夫
1 決定年月日 令和7年6月13日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所民事部
再生債権の特別調査期間
令和6年(再)第2号
静岡市葵区北安東5丁目31番16号
再生債務者 株式会社E-CO N
特別調査期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで
令和7年6月13日
静岡地方裁判所民事第2部

小規模個人再生による再生手続開始
令和7年(再イ)第28号
栃木県塙谷郡高根沢町宝石台4丁目13番地1
さおとめホームB号室
再生債務者 安納 昌之
1 決定年月日時 令和7年6月13日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月4日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月18日から令和7年7月28日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(再イ)第45号
埼玉県桶川市大字坂田1496番地の1 シャトレーゼ坂田505号
再生債務者 新城 直樹
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで
さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第14号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉2丁目173番地61(D-301)
再生債務者 こんどう歯科こと 近藤 隆信
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月7日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
令和7年(再イ)第57号
さいたま市緑区大字中尾1420番地1 プレジオヤマノウチA-102
再生債務者 須賀 勝美
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第64号 埼玉県久喜市鷺宮5丁目13番22—2号 再生債務者 菊地 由佳 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第93号 千葉県市川市妙典5丁目13番24—502号（クリサンチーム妙典） 再生債務者 清水 翔太 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第50号 静岡市駿河区下川原南19番19—105号 パスカペーラ 再生債務者 佐野 秀明 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月29日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第5号 北海道網走郡美幌町字青山南27番地の3 再生債務者 村松 優也 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで 釧路地方裁判所北見支部個人再生係
令和7年（再イ）第29号 埼玉県八潮市大字二丁目160番地 グリーンパーク第6八潮402号室 再生債務者 大山 隆行 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月1日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第97号 千葉市花見川区さつきが丘1丁目2番地2 ハイムさつきが丘306号 再生債務者 上田 聖亜 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第79号 名古屋市西区幅下2丁目11—21 HF丸の内レジデンス510 再生債務者 岸田 晃幸 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第14号 神奈川県秦野市清水町3番18号 再生債務者 浅岡 英一 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和7年（再イ）第71号 千葉県市川市東菅野2丁目4番23号（ドルフューホー105号） 再生債務者 鈴木 秀樹 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第26号 相模原市緑区元橋本町7番2号 アレイハイムS・U101号室 再生債務者 宮地 博道 1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第34号 愛知県安城市住吉町6丁目6番地9 再生債務者 清水 直人 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第8号 長崎県佐世保市戸尾町15番28号 2F 再生債務者 野上 康弘 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年7月30日まで 長崎地方裁判所佐世保支部
令和7年（再イ）第79号 千葉県船橋市旭町2丁目12番11号 再生債務者 長野由布子 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第44号 静岡県島田市南原337番地 再生債務者 大畠 千秋 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第19号 兵庫県明石市魚住町住吉1丁目1番35号 グラン・シャリオ住吉101号 再生債務者 坂田 静香（旧姓川中・瀬西） 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係	令和6年（再イ）第254号 横浜市金沢区釜利谷西1丁目20番18号 再生債務者 加藤 雅司 1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第92号 千葉市中央区南生実町1312番地40 再生債務者 東 遼平 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。		令和7年（再イ）第20号 神戸市西区池上1丁目9番地の5 エスペラント池上205号 再生債務者 樽本 恵子	

令和7年(再イ)第53号
神奈川県茅ヶ崎市香川2丁目24番18号 ラ
フィネ湘南 202
再生債務者 東原 春華
1 決定年月日時 令和7年6月13日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月11日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月25日から令和7年8月1日まで
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第51号
横浜市南区永田みなみ台1番1-1110号
再生債務者 山崎 岳人
1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第85号
神奈川県鎌倉市岩瀬1丁目34番15号 メゾン
ドールイワセ101
再生債務者 山上未知瑠
1 決定年月日時 令和7年6月16日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで
横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第31号
神戸市北区南五葉3丁目3番15-301号
再生債務者 水口 悠
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第38号
神戸市灘区千旦通3丁目6番3号
再生債務者 上原 孝裕
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第50号
神戸市兵庫区新開地6丁目2番26-902号(従前の住所) 神戸市西区持子2丁目75番地の3
再生債務者 根木 良章
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月1日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第58号
神戸市兵庫区本町2丁目1番25号 神戸タケ
サンハイツ303号室
再生債務者 松本 啓太
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第71号
神戸市灘区記田町4丁目2番26-801号
再生債務者 日當 辰三
1 決定年月日時 令和7年6月16日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第47号
岡山市中区海吉2112番地10
再生債務者 大橋 祐作
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月4日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第51号
岡山市北区栢谷144番地7
再生債務者 渡邊 智範
1 決定年月日時 令和7年6月17日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月14日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで
岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(再イ)第49号
仙台市青葉区五橋1丁目1番45-507号
再生債務者 福田 慎志
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月12日まで
仙台地方裁判所第4民事部
令和7年(再イ)第27号
群馬県前橋市総社町総社1608番地29
再生債務者 清水 光明
1 決定年月日時 令和7年6月17日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第1号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土216番地1
再生債務者 ゲレロブライアンこと GUER
RERO BRIAN ALEX LOZA
NO
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(再イ)第3号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土216番地1
再生債務者 ゲレロステラこと GUERRE
RO STELLA MARIE DELA
PENA
岡山地方裁判所第3民事部

1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部
令和6年(再イ)第73号
京都府宇治市広野町小根尾51番地の9
再生債務者 河野久仁子
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月1日まで
京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年(再イ)第214号
大阪府八尾市本町2丁目3番2-405号
再生債務者 西尾 曜子
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第49号
大阪府高石市高師浜3丁目4番9号
再生債務者 南 尚美
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年(再イ)第58号
兵庫県加古川市平岡町新在家1036番地の3
再生債務者 佐藤 康宏
1 決定年月日時 令和7年6月17日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月29日から令和7年8月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年（再イ）第19号 兵庫県加西市繁昌町1550番地の206 再生債務者 黒川 清美 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月5日まで 神戸地方裁判所社支部	令和7年（再イ）第3号 横浜地方裁判所第3民事部再生係 横浜市港南区日野7丁目7番5号 再生債務者 河田裕太郎 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月20日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第52号 兵庫県姫路市上手野138番地8 再生債務者 氏原 みき 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月20日まで 長崎地方裁判所壱岐支部
令和7年（再イ）第5号 福岡県田川郡大任町大字大行事1691番地1 成光団地40号 再生債務者 永原 美樹 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 福岡地方裁判所田川支部	令和7年（再イ）第45号 新潟市中央区明石2丁目3番25号 明石市営住宅1001号 再生債務者 野田 尚人 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月20日まで 新潟地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第56号 兵庫県姫路市網干区大江島590番地（従前の住所）兵庫県姫路市大津区平松373番地8モーニング・グローリーIV202号室 再生債務者 高島奈都子（旧姓立川） 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月20日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年（再イ）第5号 沖縄県沖縄市住吉1丁目15番50号 2階 再生債務者 内間 安克 1 決定年月日時 令和7年6月17日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年（再イ）第4号 石川県白山市福永町35番地6 再生債務者 高橋 育 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月5日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第13号 佐賀県杵島郡大町町大字大町8732番地9 再生債務者 川崎 智浩 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係
令和7年（再イ）第3号 福島県会津若松市幕内南町4番38号 再生債務者 工 貴之 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月20日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係	令和7年（再イ）第14号 石川県白山市福永町35番地6 再生債務者 高橋 育 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月6日まで 金沢地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第9号 佐賀県東松浦郡玄海町大字湯野尾444番地 再生債務者 中山 昇 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月6日まで 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年（再イ）第39号 横浜市神奈川区上反町2丁目24番地29 再生債務者 猪川 倫基 1 決定年月日時 令和7年6月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和7年（再イ）第51号 兵庫県姫路市上手野138番地8 再生債務者 氏原 修二 1 決定年月日時 令和7年6月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月30日から令和7年8月20日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第1号 長崎県壱岐市石田町池田東触1018番地1ハイツヤマシタ206号 再生債務者 赤木 順治 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで 令和7年6月16日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第7号 千葉県館山市犬石1496番地の32 再生債務者 戸田 莉沙 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月17日 千葉地方裁判所館山支部破産再生係	令和6年(再イ)第291号 横浜市鶴見区市場大和町10番43-505号 再生債務者 片山 智敬 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月18日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年(再イ)第317号 愛知県半田市亀崎相生町3丁目71番地 再生債務者 鈴木 大智 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月17日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第8号 奈良県大和高田市南今里町2番8-401号 ニユーエスト高田 再生債務者 中川みどり 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月11日 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(再イ)第243号 神奈川県海老名市門沢橋5丁目13番41号 再生債務者 市川 英樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第12号 栃木県宇都宮市若松原3丁目17番6号 再生債務者 大泉 大輔 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月13日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和6年(再イ)第318号 愛知県半田市亀崎相生町3丁目71番地 再生債務者 鈴木 藤子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月17日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第10号 栃木県小山市大字向野311番地3 再生債務者 田嶋 智明 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月17日 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和6年(再イ)第258号 横浜市青葉区荏田西2丁目15番地7 グレイ ス池尻302 再生債務者 渡邊健太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年(再イ)第156号 宮城県塩竈市玉川3丁目3番4号 再生債務者 小野 智恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月17日 仙台地方裁判所第4民事部	令和6年(再イ)第3号 富山県射水市寺塚原260番地4 再生債務者 塚本 弘樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 富山地方裁判所高岡支部	令和7年(再イ)第9号 大阪府泉佐野市湊4丁目1番47-505号 再生債務者 下村 浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 11日まで 令和7年6月13日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和6年(再イ)第278号 横浜市港南区港南4丁目10番14号 再生債務者 本多 己信 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年(再イ)第85号 埼玉県吉川市大字保799番地2 再生債務者 降旗 菜月 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月17日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和6年(再イ)第14号 岐阜県可児郡御嵩町御嵩1260番地1 再生債務者 池田レナトこと RENATO IKEADA 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和6年(再イ)第8号 石川県加賀市小塩町工38番地 再生債務者 南 雅志 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月18日 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(再イ)第24号 横浜市鶴見区梶山1丁目5番7-611号 再生債務者 二階堂広美 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 1日まで 令和7年6月17日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和7年(再イ)第12号 相模原市南区相模台2丁目12番14号 メゾン クレール102 再生債務者 木内 秀実 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月17日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(再イ)第16号 静岡県島田市阪本1730番地の15 再生債務者 山崎 幸二 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(再イ)第6号 愛知県稻沢市下津北山1丁目3番地 プレミ アムフォート稻沢513 再生債務者 碓氷 考将 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(再イ)第533号 大阪市東淀川区上新庄3丁目18番5号 再生債務者 宮部 孝弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第3号 釧路市浦見2-2-15 We l l e I 202 再生債務者 佐々木 悠 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日 釧路地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第19号 兵庫県姫路市飾東町佐良和68番地8 再生債務者 森川勇こと グエン バン カウ (NGUYEN VAN CAU) 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年(再イ)第70号 新潟市西区松海が丘1丁目3番1号 再生債務者 本田 政宗 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第141号 大阪府八尾市太田3丁目58番地の3 再生債務者 藤崎 悠介 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第1号 秋田県大仙市大曲西根字上寺野309番地 再生債務者 小松 哲 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日 秋田地方裁判所大曲支部	令和7年(再イ)第20号 兵庫県姫路市広畑区才471-1 ソレジオ飛 鳥202号(住民票上の住所) 兵庫県神崎郡市 川町神崎334番地の1 再生債務者 原田 馨 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月18日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(再イ)第8号 新潟市中央区近江3丁目20番23号 ソフィア II 201号 再生債務者 五十嵐正法 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月18日 新潟地方裁判所民事部
令和7年(再イ)第160号 大阪市北区天神橋3丁目8番5-401号 再生債務者 竹口 紗菜 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第2号 長崎県佐世保市俵町14番12号 再生債務者 坂井 智洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 長崎地方裁判所佐世保支部	令和7年(再イ)第38号 岡山県玉野市長尾1853番地5 再生債務者 春名 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月17日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第7号 兵庫県赤穂市塩屋300番地9 再生債務者 三輪 武史 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(再イ)第118号 大阪府大阪狭山市山本南203番地の43 再生債務者 大目 裕矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和6年(再イ)第103号 兵庫県加古川市野口町良野495番地の21 再生債務者 平間 孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年(再イ)第12号 岡山県倉敷市玉島上成499番地11 再生債務者 内村 幸司 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月17日 岡山地方裁判所倉敷支部	令和7年(再イ)第34号 兵庫県姫路市新在家4丁目2番13号 再生債務者 澄川 裕子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第5号 北海道北斗市七重浜2丁目14番48-102号 Shine 再生債務者 駿河由加理 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 16日まで 令和7年6月18日 函館地方裁判所	令和7年(再イ)第3号 兵庫県姫路市広畑区蒲田263番地37 再生債務者 森本 雅彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 15日まで 令和7年6月17日 神戸地方裁判所姫路支部		

令和7年(チ)第8号
 香川県高松市宮脇町1丁目10番7号
 申立人 大西 進
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 香川郡塩江町大字安原上東113番地の1
 共有者 須田 新八
 届出期間満了日 令和7年8月12日
 令和7年6月13日 高松地方裁判所
 (別紙) 物件目録
 1 所在 高松市塩江町安原上東字塩谷
 地番 2458番64
 地目 山林
 地積 35554平方メートル
 共有者 須田 新八の共有持分 10分の1
 2 所在 高松市塩江町安原上東字塩谷
 地番 2458番65
 地目 山林
 地積 7.34平方メートル
 共有者 須田 新八の共有持分 10分の1
所有者不明建物管理命令に関する異議の催告
 次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第11号
 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
 申立人 七尾市長 茶谷 義隆
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 石川県七尾市中島町塩津子部4番地
 所有者 亡小橋隆一相続財産
 届出期間満了日 令和7年8月7日
 令和7年6月13日 金沢地方裁判所七尾支部
 (別紙) 物件目録
 1 (未登記建物)
 所在 七尾市中島町塩津タ94番地
 種類 専用農家
 構造 木造平家建
 床面積 91.97平方メートル

令和7年(チ)第14号
 石川県七尾市江曾町子部14番2地
 申立人 室塚 圭貴
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 石川県七尾市江曾町子部14番2地
 共有者 室塚美意子
 届出期間満了日 令和7年8月7日
 令和7年6月13日 金沢地方裁判所七尾支部
 (別紙) 物件目録
 1 所在 七尾市江曾町子部14番地
 家屋番号 14番
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 204.95平方メートル
 (附属建物)
 符号 1
 種類 店舗
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 33.05平方メートル
 符号 2
 種類 倉庫
 構造 土蔵造瓦葺2階建
 床面積 1階 28.76平方メートル
 2階 28.76平方メートル
 符号 3
 種類 倉庫
 構造 土蔵造瓦葺2階建
 床面積 1階 13.22平方メートル
 2階 13.22平方メートル
 符号 4
 種類 物置
 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床面積 9.91平方メートル

令和7年(チ)第25号
 石川県鹿島郡中能登町良川れ部60番地
 申立人 亡松浦義勝手続承継人松浦久子
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 神奈川県川崎市宮前区向ヶ丘678番地
 共有者 松浦 作二
 届出期間満了日 令和7年8月7日
 令和7年6月13日 金沢地方裁判所七尾支部

(別紙) 物件目録
 所在 七尾市飯川町壱39番地
 家屋番号 39番
 種類 居宅
 構造 木造板葺2階建
 床面積 1階 114.04平方メートル
 2階 13.22平方メートル
 (附属建物)
 符号 1
 種類 物置
 構造 木造板葺平家建
 床面積 9.91平方メートル
 共有持分 松浦 義勝 4分の1
 松浦 作二 4分の1
 松浦 良作 4分の1
 竹田 成行 4分の1
令和7年(チ)第26号
 石川県鹿島郡中能登町良川れ部60番地
 申立人 亡松浦義勝手続承継人松浦久子
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 東京都大田区多摩川2丁目1番15号渓光荘
 共有者 松浦 良作
 届出期間満了日 令和7年8月7日
 令和7年6月13日 金沢地方裁判所七尾支部
 (別紙) 物件目録
 所在 七尾市飯川町壱39番地
 家屋番号 39番
 種類 居宅
 構造 木造板葺2階建
 床面積 1階 114.04平方メートル
 2階 13.22平方メートル
 (附属建物)
 符号 1
 種類 物置
 構造 木造板葺平家建
 床面積 9.91平方メートル
 共有持分 松浦 義勝 4分の1
 松浦 作二 4分の1
 松浦 良作 4分の1
 竹田 成行 4分の1

会社その他の公告

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこそは解散するにいたしましたので公告します。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 宮報
 掲載日付 令和6年1月29日
 (乙) 掲載紙 宮報
 掲載日付 令和6年1月29日
 令和7年6月26日
 東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号
 (甲) 株式会社ビズリーチ
 代表取締役 酒井哲也
 一五号 (乙) イージーソフト株式会社
 代表取締役 山本禎利努

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙丙及び丁は解散することになりました。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終賃借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)(丁) ともに
 掲載日刊工業新聞
 掲載日付 令和6年8月1日
 (丙) 掲載官報
 掲載日付 令和6年8月1日
 掲載頁 一八五頁 (号外第一八二号)
 令和7年6月26日
 東京都港区新橋一丁目一一番一號比谷ビルディング
 (甲) 株式会社保健同人フロンティア
 代表取締役 平塚徹
 東京都港区新橋一丁目一一番一號比谷ビルディング
 (乙) M K W e I n g s 株式会社
 o i d i n g s 代表取締役 段塚忠宏
 東京都千代田区外神田一丁目一八番一三号
 (丙) サイコム・ブレイブス株式会社
 代表取締役 段塚忠宏
 東京都港区南青山一丁目三番三号
 (丁) M W H P R o d u c t s 株式会社
 代表取締役 大原智彦

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を一億四千九百七十七万九千百六十八円、資本準備金の額を二億四千七百七十七万九千百六十七円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 揭載 日刊工業新聞
 揭載の日付 令和七年六月十六日
 揭載頁 九頁
 令和七年六月二十六日
 東京都文京区本郷四丁目一番四号
 株式会社 Sport tip
 代表取締役 高久 侑也
資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を九千五百万円、資本準備金の額を九千五百万円とすることにいたしました。また、令和七年六月三十日を払込期日とする株式の発行があつた場合には、当該株式発行により増加する資金の額及び資本準備金の額と同額分も併せて減少させ、最終的な資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円とすることにいたしました。
 効力発生日は令和七年七月二十七日であり、株主総会の決議は令和七年六月二十五日に終了しております。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 揭載紙 官報
 揭載の日付 令和六年十月三十日
 揭載頁 五十六頁 (号外第二五四号)
 令和七年六月二十六日
 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アーランドタワー四階 DRC医薬株式会社
 代表取締役 岡崎 成実
資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を八億一千二百四十九万八千八百円、資本準備金の額を三億八千八十一万七千二百八十六円減少することにいたしました。

定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和七年六月二十六日
 山形市錆物町三番地 鈴木工業株式会社
 代表取締役 佐藤 恵理
定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和七年六月二十六日
 山形市元木二丁目一一番二三号
 株式会社リコーザ
 代表取締役 佐藤 恵理
定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和七年六月二十六日
 (甲) 揭載紙 日刊工業新聞
 揭載の日付 令和六年十一月二十九日
 揭載頁 五十五頁 (号外第三七九号)
 (乙) 揭載紙 官報
 揭載の日付 令和六年十一月二十九日
 揭載頁 二十九頁
定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和七年六月二十六日
 兵庫県尼崎市稲葉荘二丁目二六番一〇号
 (甲) 株式会社ズノリ
 代表取締役 佐藤 恵理
優先資本金の額の減少公告
 当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 揭載紙 官報
 揭載の日付 令和七年五月二十三日
 揭載頁 四十二頁 (号外第一一四号)
 令和七年六月二十六日
 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
 はなさき特定目的会社
 取締役 郑 武壽
 代表取締役 宮本 知治

定款変更につき通知公告
 当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和七年六月二十六日
 東京都千代田区平河町一丁目七番一六号
 (甲) 株式会社スズノリ
 代表取締役 佐藤 恵理
優先資本金の額の減少公告
 当社は、優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
 なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 揭載紙 官報
 揭載の日付 令和七年五月二十三日
 揭載頁 四十二頁 (号外第一一四号)
 令和七年六月二十六日
 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
 はなさき特定目的会社
 取締役 郑 武壽
 代表取締役 宮本 知治

優先資本金の額の減少公告
 当社は、優先資本金の額を百三十八億九千一百万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 揭載 日刊工業新聞
 揭載の日付 令和七年六月九日
 揭載頁 五十五頁 (号外第一二六号)
 令和七年六月二十六日
 東京都港区虎ノ門二丁目六番一號虎ノ門ヒルズステーションタワー
 特定目的会社相模原開発 取締役 赤津 忠祐
合併公告及び合併につき株券等提出公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 揭載 官報
 揭載の日付 令和七年六月九日
 揭載頁 五十五頁 (号外第一二六号)
 令和七年六月二十六日
 鹿児島市南栄三丁目一一番地 三州製茶株式会社
 代表取締役 佐多 浩二
合併公告及び合併につき株券等提出公告
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
 揭載 官報
 揭載の日付 令和七年六月九日
 揭載頁 五十五頁 (号外第一二六号)
 令和七年六月二十六日
 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五番六号 モダンロイヤル株式会社
 代表取締役 市川 誠
取消公告
 令和七年四月三十日 (号外第九十七号) 揭載の新設分割公告は取消します。
 令和七年六月二十六日
 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目五番六号 モダンロイヤル株式会社
 代表取締役 市川 誠
取消公告
 令和七年二月十三日 (号外第二十九号) 揭載の新設分割公告及び決算公告(株組)中、新設分割のみを取消します。
 令和七年六月二十六日
 東京都国立市中三丁目六番地の一四 株式会社ケイエスグローバル
 代表取締役 河野 賢一
取消公告
 令和七年五月二十三日 (号外第一一四号) 揭載の左記会社に係る公告(株組)中、吸収分割公告(甲)及び乙)、組織変更公告(甲)、組織変更公告(乙)、組織変更につき株券等提出公告(乙)は取消します。
 令和七年六月二十六日
 神戸市中央区小野柄通七丁目一八号 (甲) アルヴォス・ホールディング合同会社
 代表社員 アルヴォス株式会社
 職務執行者 ヘルベルト・ブッハ
 会社
 (乙) アルヴォス株式会社
 令和七年六月二十六日
 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
 はなさき特定目的会社
 取締役 郑 武壽
 代表取締役 宮本 知治